

正式手續中ナリ米國ヘノ航空路擴張ニ付テ
ハ軍事上等ノ見解ノ相違アリテ未ダ實現ニ
至ラザルモ「グアム及フィリッピン」ヲ中心ト
シテ兩國間ニ定期航空路ノ開設ニ付今後交
渉ヲ開始セント考慮中ナリ政府モ可及的航
空路ヲ發達セシメ海運界ノ發展ニ比シ遅レ
ザル様努メントス

議長(近衛) 他ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ
省略シテ直ニ採決スベシ本案贊成ノ各位ノ
起立ヲ請フ

〔全員起立〕

議長(近衛) 全會一致可決セラレタリ

○

議長(近衛) 次ニ

朝鮮總督府企畫部臨時設置制

ヲ議題ニ供ス第一讀會ヲ開キ朗讀ヲ省略シ
テ直ニ審査報告ヲ爲サシム

報告員(堀江) 謹デ此ノ御諮詢案件ヲ審査スル

ニ朝鮮總督府ニ於テハ從來國家總動員計畫

ノ設定及遂行ニ關スル事務ハ各主務局課ニ於テ之ヲ分掌シ其ノ綜合事務ハ總督官房資源課ニ於テ之ヲ掌理シ來リタルガ時局ノ進展ト共ニ各種動員計畫事務ハ益々増加シ更ニ生産力擴充ニ關スル事務亦繁忙ト爲リ從テ此等ノ綜合事務モ著シク重要性ヲ加フルニ至レルヲ以テ資源課ノ内容ヲ充實擴大スルノ要切ナルモアリ又物資配給ノ事務ニ關シテハ從前朝鮮ニ對スル物資ノ割當確保ニ關スル綜合事務ハ前述資源課ニ於テ之ヲ

掌理シ之ガ配分調整ニ關スル事務ハ殖産局臨時物資調整課ニ於テ之ヲ掌理シ來リタルガ右兩種ノ事務ハ其ノ間極メテ密接ナル連絡ヲ要スルヲ以テ之ヲ同一部局ノ所管トシ以テ之ガ處理ノ迅速圓滑ヲ期スルノ要アリ然ルニ朝鮮總督府ノ從前ノ機構ヲ以テシテハ到底敍上ノ事務ノ圓滑ナル遂行ヲ期スルコト能ハザルニ由リ此等ノ需要ニ應ジ處務ニ便ナラシムル爲メ現在ノ總督官房資源課及殖産局臨時物資調整課ヲ廢シ茲ニ本件ヲ

以テ同府ニ右兩課ニ代ルベキ規模稍大ナル
一臨時部局ヲ設置セントスルモノニシテ其
ノ定ムル所ハ國家總動員計畫ノ設定及遂行
ニ關スル綜合事務竝ニ時局ニ緊要ナル物資
ノ配給ノ調整ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲
メ臨時ニ朝鮮總督府ニ企畫部ヲ設ケ其ノ所
屬職員トシテ勅任ノ部長一人ヲ置キ總督及
政務總監ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理シ部下ノ官
吏ヲ指揮監督セシメ事務官專任七人、理事官
專任一人、技師專任六人、屬專任十九人及技手

專任十二人ヲ置クノ外朝鮮總督ノ奏請ニ依
リ關係各廳高等官ノ中ヨリ內閣ニ於テ事務
官ヲ命ズルコトヲ得ルモノトスルニ在リ而
シテ此ノ官制規程ノ施行ニ要スル經費ハ總
テ本年度歲出豫算ニ計上セラレタリ
按ズルニ本件ハ朝鮮總督府ニ於テ國家總動
員計畫ニ關スル綜合事務ノ増加ニ應ジ及物
資ノ配給調整ニ關スル事務ノ圓滑ヲ期スル
爲メ機構ヲ整ヘテ之ガ處理ニ遺憾ナカラシ
ムル目的ヲ以テ臨時ニ同府ニ一部局ヲ新設

機密院

區 密 院

機密院

セントスルモノニシテ相當ノ理由アリ且別ニ支障ノ廉ナキニ由リ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベシト思料ス

右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

三十三番(菅原) 本官ハ本案自體ニ付大體ニ於テ之ニ賛成スルモノナルガ此ノ際政府ニ御尋シタキコトアリ

本件ニ參照トシテ添付セラレタル説明書ニ依レバ本案ノ企畫部ハ從來朝鮮總督府ノ總督官房資源課ニ屬シタル經常部職員ト殖産

局臨時物資調整課ニ屬シタル臨時部職員ト更ニ新ニ増員セラレントスル職員トヨリ成ルモノトセラレタリ然ルニ右ノ職員ノ總數ハ本案ノ官制第二條ノ規定ニ依ル定員ノ總數ト一致セズ其ノ理由ヲ伺ヒタシ
十三番(金光) 在來ノ職員ノ外ニ臨時ニ第二條所定ノ職員ヲ設置セントスルモノニシテ此ノ兩者ノ合計ガ企畫部ニ屬セントスルナリ尚詳細ハ説明員ヨリ説明セシムベシ
委員(田中) 企畫部ニ屬スベキ職員中新ニ設置

スル職員ハ第二條ニ之ヲ定メ別ニ從來國家
 總動員ニ關スル事務ニ從事シタル者ニシテ
 既ニ朝鮮總督府部内ニ配屬セラレタルモノ
 ハ同様企畫部ニ入りテ事務ヲ擔當スルモノ
 トス尚本案ノ部局ハ本府ノ外局ナラズシテ
 其ノ内局タルナリ
 三十三番(菅原)御説明ニ依リ政府ノ御趣意ハ
 了解セリ只御説明ニ依レバ現ニ存スル職員
 ハ茲ニ掲ゲズ本案ノ官制第二條ニハ新ニ増
 員スル者ノミヲ掲ゲタリトノコトナリ然ル

ニ参照書類ヲ觀ルニ企畫部ニ屬スル職員中
 ニハ新ニ増員スル職員ノ外ニ從前ヨリ存ス
 ル職員モ加ハレルガ如ク又企畫部所屬ノ職
 員ハ總計五十六人ナルニ對シ右ノ官制規定
 ノ定員ハ四十六人ニシテ其ノ差十人ハ從來
 ノ資源課ニ屬シタル經常部ノ職員ナルガ如
 シ此ノ經常部職員ヲ臨時部ノ費目ニ依リ設
 置セララルル部局ニ流用セントスルハ官制上
 及豫算上不都合ナルコトト思料セラル是レ
 本官が嘗テ本院ニ於テ商工省官制審議ノ際

機密院

同様ノ所見ヲ開陳シタル所以ナリ政府ハ官
吏制度改正ヲ考慮セラレツツアルニ際シ此
ノ點ニ付尚充分考究セラレシコトヲ切望ス
本官ハ此ノ希望ヲ添へ本案ニ賛成セシ
議長(近衛) 他ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ
省略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ
起立ヲ請フ

〔全員起立〕

議長(近衛) 全會一致可決セラレタリ

○

議長(近衛) 次ニ

文官任用令中改正ノ件

ヲ議題ニ供ス第一讀會ヲ開キ朗讀ヲ省略シ
テ直ニ審査報告ヲ爲サシム

報告員(堀江) 謹デ此ノ御諮詢案件ヲ審査スル

ニ曩ニ航空及航空機ニ關スル技術ノ綜合的

研究等ヲ掌ル爲メ昭和十四年四月勅令第百

五十七號ヲ以テ遞信部内ニ設置セラレタル

中央航空研究所ノ職員中其ノ所務ヲ統理シ

區 密 完